

内部統制事例 2005-5

石原産業フェロシルト不正処理事件

監視活動
情報と伝達
統制活動
リスクの評価
統制環境

I 会社の沿革¹⁾

▲ 177億 円
下落率 19.9%

石原産業㈱の創始者である石橋広一郎氏は、大正 8(1919)年 8 月に、マレー半島ジョホール州スリメダンで鉄鉱山を発見し、その事業化のために、大正 9(1920)年 9 月に、大阪市西区に合資会社南洋鉱業公司を設立した。この会社が石原産業の前身である。

大正 13(1924)年、同氏はマレー半島でケママン鉱山を買収して、その開発に着手し、同時に自社船 3 隻による鉱石輸送のための海運業を兼営し、最盛期の昭和 7(1932)年には海運業でも確固たる地位を占めるようになった。同社は、その後、わが国の南洋開発政策に呼応して事業展開を進め、昭和 16(1941)年の太平洋戦争開戦後は東南アジア各地で地下資源開発に従事した。

石原産業は、国内でも積極的に事業展開を進めることとなり、金山開発・買収、鉱山の開設、銅山の買収などを図り、昭和 16(1941)年 1 月には、四日市に銅精錬所と硫酸工場を建設した。その後、同社は、銅電解工場や過燐酸石灰工場の建設の建設を図り、昭和 17(1942)年には肥料部門に進出する一方、昭和 18(1943)年に海運事業を日本海運に譲渡するなど、事業内容の見直しを図り、同年石原産業㈱に社名変更を行った。

¹⁾ ここでの記載は、以下の文献に基づいている。石原産業『有価証券報告書』2005年 3 月期；東洋経済新報社編『日本会社史総覧』上巻 1995 年度 424 頁。

戦争によって主力の四日市工場の設備の60%を失った同社は、戦後、同工場の再建と鉱山の整備に注力して生産の回復を図り、昭和24(1949)年6月、企業再建整備法に基づく処理を経て、新生石原産業が誕生することになった。昭和25(1950)年7月には、東京・大阪・名古屋などの証券取引所に上場を果たした。

1950年代に入ると、同社は、①紀州鉱山の開発・整備、②濃硫酸を活用した酸化チタン事業の積極化、③肥料部門の充実、④農薬部門への進出を経営の4本柱とし、事業再建に取りかかった。とりわけ酸化チタンについては、白色顔料としての需要増を見込んで積極的な事業展開を進め、昭和29(1954)年にはアメリカのグリデン社からの技術導入により、硫酸法酸化チタン工場を完成した。こうして、石原産業は、経営の重点を鉱山から化学品に移し始めた。そして昭和56(1981)年には、イギリスのインペリアル・ケミカル・インダストリーズ社との提携などを通じて、徐々にファインケミカル化への道を模索し始めた。1980年代後期以降は、農業・有機中間体・磁気材料、医薬品など新分野への事業展開を進めている。

今回の事故発覚直前の第82期事業年度(2005年3月31日決算)における同社の資本金は420億2,800万円、売上高965億円、営業利益103億円、当期純利益57億円、従業員数1,905名である。

II 事件の発覚と事件の展開

今回の事件は、2005年10月12日、石原産業が酸化チタンの廃液を再利用した「リサイクル製品」とのふれこみで製造・販売した土壌埋め戻し材「フェロシルト*」の不正製造に関する社内調査を発表したことで公に

なった²⁾。三重県は、「商品としての取引実態の有無」（同県廃棄物対策課）などから、フェロシルトを「産業廃棄物」とみなし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）第12条①項³⁾違反（委託基準違反）容疑で、製造元の石原産業の刑事告訴に踏み切った⁴⁾。三重県警は、11月8日、産廃に相当する土壌埋め戻し材「フェロシルト」の処分を無許可業者に委託したとして、廃棄物処理法同条違反容疑で、石原産業本社と三重県四日市市の工場を家宅捜査した。また9日には、販売を担当した関連会社や委託処分先業者のほか、四日市工場長自宅などを捜査した。現場検証から、同県警はフェロシルト製造過程から出たとみられる汚泥などの残留物約50点を採取した⁵⁾。

コラム

▶ フェロシルト

フェロシルトとは、白色塗料の原料である酸化チタンの製造過程で発生する廃硫酸から製造する。まずチタン鉱石を硫酸で溶かしてチタンを抽出し、残った廃硫酸に炭酸カルシウムなどを混ぜて作る。一見すると、赤土のような固形物である。石原産業は、土砂などの代わりに造成工事などの盛り土として使う「低コストの埋め戻し材」として、1998年に生産を販売し、当初、中部国際空港の埋め立て地向けの需要を見込んでいたが、粒径が細かすぎるため不採用になった。そこで、同社は三重県の「リサイクル製品認定制度」に応募し、2003年9月に認定を受けていた（『日経産業新聞』2005年11月7日）。

2) 『日経産業新聞』2005年11月7日。

3) 廃棄物処理法第12条①項は、以下の通りである。

第12条① 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第3項から第5項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

4) 『日本経済新聞』2005年11月6日。

5) 『読売新聞』2005年11月9日。

石原産業は、2002年11月以降、フェロシルトの販売価格の約20倍の金額を無許可業者に支払い、約13万トンのフェロシルトの処理を委託した容疑がかけられている⁶⁾。埋設地で有害物質（6価クロムとフッ素）が検出されながらも、同社が「あくまでも商品」と主張し続けたフェロシルト問題は、産廃との認識があったかどうかを最大の争点として、刑事事件に発展した。

11月21日、愛知・岐阜両県は、石原産業に対し、廃棄物処理法に基づき撤去を求める措置命令を出した⁷⁾。埋設地から有害物質が検出されたことと、同社が「用途開発費」なる名目で販売額を大幅に上回る金額を中間業者に払っていたことが「逆有償」に当たる可能性が強いとして、両県はフェロシルトを産業廃棄物に認定した⁸⁾。撤去の対象となるのは、行政処分の権限を有する名古屋市・豊田市を除く県内9ヵ所（フェロシルト30万トンと周辺の土壌）と岐阜市内を除く岐阜県内9ヵ所（約7万トンの全量撤去）である⁹⁾。新たに見つかった埋設地区（愛知県瀬戸）¹⁰⁾を含め、最終的に撤去・回収が求められた埋設地区（すでに一部の地区ではすでに回収済み）は4府県39地区である（「資料 石原産業1」）である。

6) 『日本経済新聞』2005年11月8日（夕刊）。

7) 『日本経済新聞』2005年11月21日（夕刊）。

8) 『日本経済新聞』2005年11月21日（夕刊）。

9) 『日本経済新聞』2005年11月21日（夕刊）。

10) 石原産業「愛知県瀬戸市での新たなフェロシルト埋設発見のお知らせ」『ホームページ』2007年7月19日。



●撤去完了地区：28区 ▲撤去未完了地区：11区 ★石原産業四日市工場
(2007年7月26日現在)
出所：石原産業「フェロシルト問題」『ホームページ』2007年7月26日。

「資料 石原産業1」 フェロシルト埋設地区（4府県）と撤去回収状況

2006年11月15日，三重・愛知・岐阜・京都の4府県警合同捜査本部（以下，合同捜査本部）は，昨年11月の捜査に続き，組織ぐるみの関与の有無を調査するため，家宅捜査を実施した¹¹⁾。

III 事件の背景

三重県の「リサイクル製品利用推進条例」に基づく「リサイクル製品」の認定を2003年9月に受けた石原産業は，公共事業などで優先的に使つ

¹¹⁾ 『日本経済新聞』2006年11月15日。

てもらってお墨付きを得たことになり、三重県などの造成地に約 72 万トン
を埋設した。しかし、2004 年 11 月、愛知県瀬戸市の蛇ヶ洞川が真っ赤に
染まる事件が起こり、地域住民からの苦情が出た。原因はフェロシルトが
雨で流れ込んだことが原因とわかった。2005 年 6 月になると、岐阜県の
埋設土壌から環境基準を大幅に上回る有害物質の 6 価クロムが検出される
事態¹²⁾ となり、石原産業は 7 月 29 日にフェロシルトの全量の自主撤去を
表明し¹³⁾、事態は収束に向かうかに思われた¹⁴⁾。

しかし、10 月 12 日、三重県に申請していた廃硫酸とは異なる廃液を石
原産業がフェロシルトに混入していたことが明らかとなり、事態は一変し
た。「製造工程での 6 価クロムの混入はあり得ない」という同社の主張は
崩れ、同社は同日不正製造に関する社内調査を発表する事態に追い込まれ
た¹⁵⁾。同社は、社内にフェロシルト対策委員会を設置し、あり得ないはず
のフェロシルトの混入がなぜ生じたかについての解明を実施した。結論的
には、フェロシルトがリサイクル製品として認定された製造工程と異なる
工程で製造されていたことであるが、これに関連して、以下のような当時
の副工場長の行為も明らかになった¹⁶⁾。

- ① 県の了解を得ている旨の回答をすることにより疑問をもった部下を
欺き、設定された製造工程とは異なる工程で生産を続行させていたこ
と、
- ② 廃液の混合状況の操作を示す資料を部下に命じて廃棄させていたこ

¹²⁾ 石原産業「当社製品フェロシルトについてのお知らせ」『ホームページ』2005
年 6 月 9 日。

¹³⁾ 石原産業「当社製品フェロシルトの自主回収についてのお知らせ」『ホームペー
ジ』2005 年 7 月 29 日。

¹⁴⁾ 『日経産業新聞』2005 年 11 月 7 日。

¹⁵⁾ 『日経産業新聞』2005 年 11 月 7 日：石原産業「弊社製品フェロシルトに関する
事実判明とお詫び」『ホームページ』2005 年 10 月 12 日。

¹⁶⁾ 石原産業「弊社製品フェロシルトに関する事実判明とお詫び」『ホームページ』
2005 年 10 月 12 日。

と、

- ③ 三重県・岐阜県から提出を求められていたフェロシルトのサンプルを別の試作品サンプルにすり替えて提出させていたこと。

また、その後の捜査によって、2003年に「リサイクル製品認定」の申請をした際、申請書類に添付する「フェロシルトの成分表」を改ざんし、有害物質が含まれていることを隠していたことも判明した¹⁷⁾。

石原産業のフェロシルト対策委員会の内部調査報告書の基本的立場は、上記の混入は、当時の四日市副工場長（取締役）単独によって行われた「自ら組織の枠を逸脱し、組織のコンプライアンスを破壊する行動」によるものであり¹⁸⁾、会社の組織的な不正行為ではない、とするものであった。そして、組織的関与の有無が今回の事件の最大の問題となった。上記調査報告書は、以下のように今回の事件を総括した。

「弊社は、弊社の技術陣の優秀さとその良心を信じ、彼らが間違っても上述のような非違行為を犯すなどということは夢想だにできず、生産の現場に任せて参りましたが、今にして思えば、ここに大きな陥穽があったといわざるを得ません。」¹⁹⁾

もともと、環境問題への取り組みに関して、同社の歩みは必ずしも芳しいものではない。1967年に始まった四日市公害訴訟の被告企業の1社であり、1972年の津地裁四日市支部判決は企業側の責任を厳しく指摘、損害

¹⁷⁾ 三重県警の合同捜査本部の調べによると、「フェロシルトは原料の酸やアルカリの濃度によっては、環境基準を上回る六価クロムなどができる危険性があった。」としている。『読売新聞』2006年11月22日。

¹⁸⁾ 『日経産業新聞』2005年11月7日：石原産業「弊社製品フェロシルトに関する事実判明とお詫び」『ホームページ』2005年10月12日。

¹⁹⁾ 『日経産業新聞』2005年11月7日：石原産業「弊社製品フェロシルトに関する事実判明とお詫び」『ホームページ』2005年10月12日。

賠償の支払いを命じた²⁰⁾。さらに、同訴訟係争中の1969年には、1日約20万トン、主力製品の酸化チタンの製造過程で発生する計1億トンもの廃硫酸を伊勢湾に垂れ流していたとして、四日市海上保安部が摘発し、公害で刑事責任が問われることとなった。そして、1980年に津地裁から有罪判決を受けた²¹⁾。今回の環境不正の発生は、これまでの同社の教訓が企業体質の改善に生かされていないことを示唆している。

リサイクル製品か産廃か

廃硫酸をどのようにとらえ、どのように処理をするかは、石原産業の企業業績にとって大きな意味をもっていた。事実、一般論として、「生み出された製品が再製品か廃棄物かを、誰が線引きしてどう認定するのかは難しい面もある。」²²⁾と指摘されている。また、「リサイクル製品」としてお墨付きを与えた行政側の審査のあり方に対しても注文が上がっている²³⁾。三重県は、2005年6月、フェロシルトの「リサイクル商品」の認定を取り消した²⁴⁾。

しかし、今回の一連の事件は、会社側の説明に従えば、一副工場長主犯による法令違反(暴走)事件であるが、むしろ、この事件の根っこは極めて経済的・経営的な理由によるもの、と理解した方が的を得ているように思われる。事実、会社側も「処理費用削減」を理由として認めた²⁵⁾。「資

²⁰⁾ 『読売新聞』2005年11月9日。

²¹⁾ 『読売新聞』2005年11月9日；『日本経済新聞』2005年11月8日(夕刊)。

²²⁾ 『日経産業新聞』2005年11月7日。

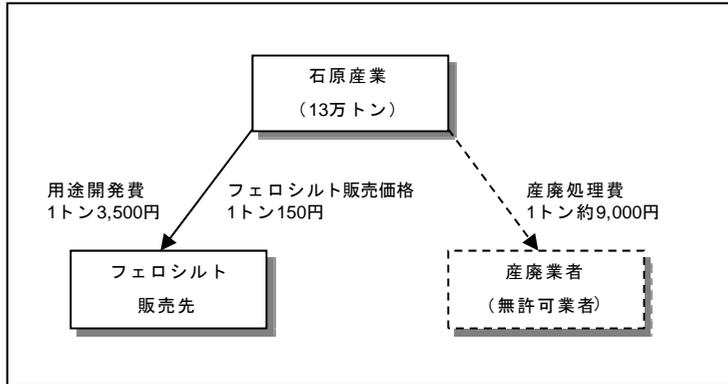
²³⁾ 今回の事件のように、「産廃」を「リサイクル商品」に認定する制度を持つ自治体は多く、悪質業者の排除などの環境行政にも課題を残すこととなった。「食品リサイクル法」・「建設リサイクル法」などを制定し、国も、リサイクル推奨品を認定している。1990年代から法改正による厳罰化を重ね、2005年からは「優良処理業者の認定制度」も立ち上げた。しかし、これで問題がすべて解決されたわけではない。

『日本経済新聞』2005年11月6日。

²⁴⁾ 『日本経済新聞』2005年11月5日。

²⁵⁾ 『日経産業新聞』2005年11月7日。

料 石原産業 2」は、この問題を図示したものである。



「資料 石原産業 2」 廃硫酸の経済的意味—リサイクル製品か産廃か

石原産業は「リサイクル製品」として位置づけ、これをフェロシルト販売業者に1トン150円で販売していた。しかし、同社は、このほかに「用途開発費」として1トン3,500円を支払っていた。同社は、これを「販売業者が現地まで持って行く運搬費を肩代わりしたもの」と説明したが、環境省は「運搬費は実質的に産廃の改質加工費とみなせる。販売価格を大幅に上回る改質加工費を払っていたとすれば(産廃認定の1つの基準となる)逆有償に当たる」との環境省の指摘もある²⁶⁾。同社が廃硫酸を産廃として処理した場合には、たとえば三重県では1トン約9,000円の処理費がかかる。したがって、廃硫酸を「リサイクル製品」として処理する経済効果は、廃硫酸1トン当たり5,350円(=9,000-150-3,500)となり、同社の廃硫酸処理費は1トン5,350円節約となる。同業の堺化学工業やテイカでも、廃硫酸の再利用はほとんどせず、廃棄物処理しているところをみると、今

²⁶⁾ 『日経産業新聞』2005年11月7日。

回の石原産業のやり方は極めて異質ということになる²⁷⁾。「資料 石原産業 3」は、石原産業の今回の事件発覚前過去 10 年間の主要企業業績の推移を示している。利益の計上に永年苦しんできた会社にとって、年間数億円にも及ぶ利益捻出効果（総額約 50 億円にも及ぶ処理費が浮かせたことになる²⁸⁾）を有する「リサイクル製品化处理」は、十分過ぎるほど経営的な意味を有していた。とするならば、この問題は、一副工場長が単独で決裁できる問題の範囲を超えているように外部の目には映る。

(単位: 100 万円)

年度	売上高	売上総利益	営業利益	当期純利益
1996 年 (平成 8 年)	71,227	14,580	554	△5,798
1997 年 (平成 9 年)	75,716	15,816	3,577	△4,893
1998 年 (平成 10 年)	83,617	20,897	9,607	374
1999 年 (平成 11 年)	77,699	18,901	6,572	△17,326
2000 年 (平成 12 年)	78,176	19,070	6,601	1,792
2001 年 (平成 13 年)	79,102	23,917	9,357	221
2002 年 (平成 14 年)	74,052	21,504	6,875	1,611
2003 年 (平成 15 年)	76,954	22,129	8,545	2,320
2004 年 (平成 16 年)	75,165	24,436	8,343	3,505
2005 年 (平成 17 年)	75,452	24,164	8,588	3,820

出所: 石原産業『有価証券報告書』1996～2005 年。

**「資料 石原産業 3」 石原産業の事件発覚前 10 年間の主要業績の推移
(単体ベース)**

²⁷⁾ 『日経産業新聞』2005 年 11 月 7 日。

²⁸⁾ 『読売新聞』2005 年 11 月 9 日。

三重県などの調査の結果、フェロシルトを中間業者らに販売する際に「用途開発費」などの名目で販売価格を大幅に上回る金額の支払いを約束した契約書の存在が判明し、「用途開発費」は実際のところ「産廃の引取り料」に当たる疑いが強いと判断し、フェロシルトを産廃と認定し、環境省に報告した²⁹⁾。また、総額 25 億円に上る引取り料は幹部らが決裁しており、「会社ぐるみの不正」と判断した³⁰⁾。

IV 関係者の責任と新たな体制の構築

法的責任の追及

石原産業は、三重県四日市市の同社四日市工場で製造され中部 3 県と京都府の造成地などに埋設されたフェロシルト計 72 万トンを自主的に全量回収する方針を 6 月に打ち出した。しかし、調査サンプルをすり替えて三重県に提出したことが 10 月に発覚し、問題を重く見た三重県は 10 月 17 日に同社本社を立ち入り検査し³¹⁾、さらに翌 18 日には、三重県など 3 県 3 市は、石原産業の四日市工場への合同立ち入り検査に踏み切った。会社側は、処理費用の削減を図るための副工場長の独断であったことを説明し、常務取締役も会社側が廃液混入のことを知らなかったことを強調した。しかし、県担当者は「会社ぐるみの行為」との判断を固め、フェロシルトが産廃に相当するとの判断に基づき、石原産業を廃棄物処理法違反で刑事告発する方針を模索し始めた³²⁾。10 月 24 日、中部 3 県は、フェロシルトは産廃であるとの認識で一致した。また、廃液を不正混入し始めた 2002 年 1

29) 『日本経済新聞』2005 年 11 月 4 日。

30) 『日本経済新聞』2005 年 11 月 5 日（夕刊）。

31) 『日本経済新聞』2005 年 11 月 4 日。

32) 『日経産業新聞』2005 年 11 月 7 日。

月当時の四日市工場長が現在の社長であるところから、経営トップの責任問題にまで発展する可能性もでてきた³³⁾。

11月4日、三重県議会健康福祉環境森林委員会は、石原産業社長ら幹部4名の参考人招致を行った。同社社長は一連の問題について陳謝し、埋設されたフェロシルトを2006年9月末までに全量回収するとの意向を表明したが、「会社ぐるみの関与」については否定した。三重県は、法的な強制力のない県の調査では限界があるとして、廃棄物処理法違反容疑で、翌5日、同社と同社四日市工場の副工場長を三重県警に刑事告発した³⁴⁾。

岐阜県は、2005年11月9日、三重県に次いで、法人としての石原産業、同社社長、常務取締役、同工場の副工場長の3人を、「2003年7月ごろ、事情を知らない業者に岐阜県土岐市の山林にフェロシルト約2万7,000立方メートルを不法投棄させた」容疑で、刑事告発した³⁵⁾。同社は、直ちに、法人としての石原産業、社長、及び常務取締役が廃棄物の不法投棄を行った事実はない、との声明を発表した³⁶⁾。11月21日、愛知県・岐阜県は同社に対して廃棄物処理法第19条の5第1項³⁷⁾に基づく回収措置命令を発

³³⁾ 『日経産業新聞』2005年11月7日。なお、社長ら上層部の事件への直接的な関与の立証は困難と結論づけ、法的な責任追及は見送られた。『日本経済新聞』2006年11月6日（夕刊）。

³⁴⁾ 『日本経済新聞』2005年11月5日（夕刊）；石原産業「弊社に対する告発に関するお詫び」『ホームページ』2005年11月5日。

³⁵⁾ 『日本経済新聞』2005年11月9日（夕刊）。

³⁶⁾ 石原産業「弊社に対する岐阜県よりの告発に関するお詫び」『ホームページ』2005年11月9日。

³⁷⁾ 廃棄物処理法第19条の5

産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準） 適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事（当該処分を行った者が当該産業廃棄物を輸入した者である場合にあつては、環境大臣又は都道府県知事。次条及び第19条の8において同じ。）は、必要な限度において、次に掲げる者（次条及び第19条の8において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

した³⁸⁾。石原産業は、その後次々と、同様の措置命令を岐阜市（12月1日）、京都府（12月16日）から受領することとなった。

問題発覚から約1年後の2006年11月6日、三重・愛知・岐阜・京都の4府県警合同捜査本部は、廃棄物処理法違反（不法投棄）の容疑——フェロシルトを産業廃棄物と認識しながら、リサイクル商品と装って、三重県の中間処理業者に処理を委託し、三重県亀山市の造成地に不法に計13万トン投棄した容疑³⁹⁾——で、同社取締役四日市工場長（当時は副工場長）、同社総務部長（当時は管理部長）、同社四日市工場環境・安全・品質部部长補佐（環境保安部長）、子会社である石原ケミカル取締役、計4名を逮捕した⁴⁰⁾。そして翌7日、廃棄物処理法の両罰規定の適用により、法人としての同社も書類送検を受けた⁴¹⁾。

2007年4月13日、法人、取締役（四日市工場長）および当時の環境保安部長が廃棄物処理法違反により津地方裁判所に起訴されたことを受けて、石原産業は、同日付で、廃棄物処理法違反による起訴事実に係る行為によって会社が受けた損害10億円につき賠償を求める訴訟を被告（当時の副工場長）に対して起こした⁴²⁾。

2007年6月25日、副工場長と環境保安部長に対して有罪の判決（副工場長は控訴）、法人としての石原産業に対して罰金5,000万円の支払いを命じた。判決は「複数の従業員もフェロシルトが産業廃棄物であるとの認

38) 石原産業「弊社に対する愛知県及び岐阜県からの措置命令について」『ホームページ』2005年11月21日。

39) 『日本経済新聞』2006年11月6日（夕刊）；『読売新聞』2006年11月6日。

40) 『日本経済新聞』2006年11月7日。

41) 石原産業「弊社元取締役ら逮捕・送検及び弊社書類送検の件」『ホームページ』2006年11月7日；『日本経済新聞』2006年11月7日。

なお、同社社長の責任については、4府県警合同捜査本部は、石原産業社長の事件への直接的な関与を立証するのは難しいとして立件を見送った。『朝日新聞』2006年11月3日。

42) 石原産業「当社元取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」『ホームページ』2007年4月13日。

識を持っていたことなどから、組織的犯行と評価できる」と述べ、法人については「不法投棄の疑いが強いと認識しながらあえて実態を迫及することなく、被告（工場長）に任せた、会社の社会的責任を忘れ、従業員に法令順守を徹底する責務を放棄して、経済的利益を追求した」と断じた⁴³⁾。6月27日、同社は、取締役会を開催し、6月25日の判決について控訴しない旨の決議を行った⁴⁴⁾。これによって、フェロシルト事件は一応の解決をみた⁴⁵⁾。

内部統制システム強化への対応

石原産業は、今回の事件を受けて、同社にコンプライアンス統括役員（CCO）を置くこと、社外弁護士の受付窓口を設置すること、社長直轄の内部監査室を設置することを発表した⁴⁶⁾。

2005年11月4日、同社のフェロシルト対策委員会による内部調査報告を受けて、「コンプライアンス最優先とコンプライアンス違反の早期発見報告」を骨子とした内部統制システムの再構築計画を発表した。同社は、そのなかで次のような「コンプライアンス宣言」を行い、「法令・ルールや社会規範の遵守」・「良き企業市民としての行動」・「環境保全、安全衛生の確

⁴³⁾ 『日本経済新聞』2007年6月26日。

⁴⁴⁾ 石原産業「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の判決への対応について」『ホームページ』2007年6月27日。

⁴⁵⁾ しかし、今回の事件は完全には終結しなかった。石原産業は、2007年9月21日に、フェロシルトが埋まっていた愛知県瀬戸市の少なくとも2カ所（民有地）に、フェロシルトとは別の農業の原料の精製過程で生じる液体などの産業廃棄物259トンを不法投棄していたと発表した。同社はフェロシルト問題発覚後の2005年8月に事実を把握していたが、2年間放置し、公表していなかった。これらの責任をとり、コンプライアンス統括役員（副社長）と相談役（前社長）が9月20日付けて退任した。同社は四日市工場元副工場長（一審で有罪・控訴中）のほか、工場から産廃を運び出した運搬業者2名を10月に刑事告訴した。一方、愛知県は、11月中旬、同社を含め1社3人を刑事告発した。『中日新聞』2007年9月21日（夕刊）；『日本経済新聞』2007年11月21日（夕刊）。

⁴⁶⁾ 『日本経済新聞』2005年11月5日。

保」を行動規範の柱として明示した⁴⁷⁾。

<コンプライアンス宣言>

当社の経営の基本使命は、「社会」、「生命」、「環境」に貢献するため、科学の進化に取り組むという企業理念のもと、無機、有機の特徴ある分野において、多様な顧客ニーズに対応した、環境にやさしく、高品質で満足していただける商品を提供していくことにあります。これを実践するために事業活動のあらゆる局面において高い企業倫理を保ち、法令・ルールや社会規範を遵守するコンプライアンスの最優先する企業経営を推進することを広く内外に宣言します。

法令・ルールや社会規範を守ることが、企業として事業を行なっていくための第一条件であります。今回の事件を省み、企業は社会からの信頼なくしては成り立たず、市場からの退場をも余儀なくされるということを当社グループ構成員の一人ひとりが肝に銘じ、社会からの信頼回復に向けて日々の業務を遂行する中で法令・ルールや社会規範の遵守をしっかりと職場に根付かせてまいります。(以下、省略)

同社が上記の「コンプライアンス宣言」に基づき導入した内部統制システムの再構築のための枠組みは、4つから構成されている。

- ① コンプライアンス統括役員の任命とコンプライアンス委員会の設置
- ② 通報制度の機能強化
- ③ 内部監査室の設置
- ④ コンプライアンス違反への対応

改革の中核は、社外弁護士・監査役・各部門責任者から構成され、石原

⁴⁷⁾ 石原産業「コンプライアンス体制再構築の件」『ホームページ』2005年11月4日。

産業グループ全体のコンプライアンス最優先の経営の監督・支援を目的とした「コンプライアンス委員会」である。当組織の長は、取締役会によって任命された「コンプライアンスに関する総括役員」である。内部監査室は社長直属の組織として編成されており、コンプライアンスに関する教育・研修を含む環境作り、違反事案への対応と情報公開の決定を任務とし、その任務を果たすための情報源を①内部監査室と②通報制度（社員だけではなく、家族・取引先・すべての事業関係者）に求めている。内部監査活動の基礎は、各事業部門内に置かれた自己監査制度（自己申告型業務評価：Control Self Assessment）とされており、内部統制システムの「外郭」としては万全であろう。同社には、これまで内部監査制度が正式には存在していなかった経緯を考えると、改革のためのプログラムの立ち上げは急速なように、外部の目には映る。同社経営陣が今回のフェロシルト問題をいかに深刻に受け止めたかを物語っているものと推察するが、この改革が成功するか否かは、コーポレート・ガバナンスの確立と社内の風通しを含む、同社の企業文化との戦いであろう。事実、通報制度は「言葉」だけでは動かないことは、これまでの企業不祥事でも、たびたび指摘されている。内部統制の確立は、一朝一夕にはできない。

ともあれ、2005年11月11日、同社は、先に公表した内部統制システムの再構築のための機構改革と関連人事異動を発表した。注目されるコンプライアンス委員会委員長には、コンプライアンス統括役員として、代表取締役（業務担当専務取締役）が就任し、内部監査室長を兼務した⁴⁸⁾。

⁴⁸⁾ 石原産業「機構改革及び人事異動に関するお知らせ」『ホームページ』2005年11月11日。

V 企業業績と株価への影響

石原産業株は、フェロシルト事件発覚前の過去2年間、180円から265円の間で推移していた（「資料 石原産業 4」）。素材産業ということもあって、「資料 石原産業 3」が示しているように、企業努力は必ずしも同社の収益力には反映していなかった。そのような状況のもとで今回のフェロシルト問題が発生したが、その布石は、2005年6月9日における「製品フェロシルト」が土壤環境基準を上回る重金属が検出されたことに伴う販売中止に関する同社ホームページ上の情報公開にあった。同社は、その後の7月29日には、製品フェロシルトの自主回収を発表したが、それは同社の責任を認めたものではなく、地域住民の不安を取り除き使用された地域での安全確認を目的としていた。この自主回収発表によって、同社の株価はその後一気に216円まで下落した。

同社の株価が再度急激に動き始めたのは、製品フェロシルトに重金属（6価クロム）が混入していたことに同社の四日市工場が深く関与していたことが明らかになった10月12日である。フェロシルト問題の発覚は同社の株価を一気に押し下げ、11月9日には最安値185円をつけた。その後同社は、撤去費用・補償費用など、利益の下方修正に繋がる対応を発表したが、株価は最安値をつけた11月9日以降上昇に転じた。

「資料 石原産業 5」は、フェロシルト問題への石原産業への関与が明らかになった後の株価の動きを示したものである。

石原産業フェロシルト不正処理事件 18



「資料 石原産業 4」 事件発覚約 2 年前からの株価の推移



「資料 石原産業 5」 事件発覚前日からの株価の推移

石原産業社長は、11月4日の記者会見において、撤去費用が当初の見通しの100億円から増える可能性が高いこと、その他訴訟や地域住民への補償などで費用がさらに膨らむ可能性があることを明らかにした⁴⁹⁾。1さらに1月6日、同社は、①2005年9月中間期の連結最終損益が従来の予想(11億円の黒字)から108億円の赤字になること、②自主回収費用として総額201億円(中間期までの回収費用は4億円、下期以降は197億円)を一括計上すること、③期末に予定していた配当を見送り無配とすることを発表した⁵⁰⁾。

石原産業社長は、11月18日に大阪市内で開いた2005年9月中間連結決算発表の席上で、全量撤去の期限としている2006年9月を目途に引責辞任する意向を明らかにするとともに、社長・専務・常務は12月から3ヵ月間役員報酬を50%~10%自主的に減額することを発表した⁵¹⁾。

さらに、同社は、2007年2月16日、2007年3月期の連結最終損益が40億円の赤字になるとの見通しを発表した。当初は61億円の黒字予想であったが、「フェロシルト」の回収費用で89億円の最終赤字(税引前)が確実となった。同社は2006年3月期に326億円のフェロシルト回収費を計上していたが、今期はさらに189億円の追加引当が必要となった。「資料 石原産業6」は、2006年・2007年3月期の決算の状況を示したものである。

49) 『日本経済新聞』2005年11月5日。

50) 石原産業「平成18年3月期 業績及び配当予想の修正について」『ホームページ』2005年11月6日；『日本経済新聞』2005年11月7日。

51) 『読売新聞』2005年11月19日。

石原産業フェロシルト不正処理事件 20

(単位：百万円)

科 目	2006年3月期		2007年3月期	
	金 額		金 額	
売上高		78,747		82,334
売上原価		52,470		56,127
売上総利益		26,277		26,207
販売費及び一般管理費		15,160		15,409
営業利益		11,116		10,797
営業外収益				
受取利息及び配当金	226		333	
為替差益			331	
その他	105	331	137	802
営業外費用				
支払利息	888		1,121	
退職給付費用	426		426	
棚卸資産整理損	247			
支払手数料	443			
その他	565	2,571	661	2,209
経常利益		8,877		9,390
特別利益				
投資有価証券売却益			2,197	
前期損益修正益	118			
その他	0	119	23	2,220
特別損失				
固定資産処分損	257		235	
減損損失			1,006	
フェロシルト回収損失	3,020			
フェロシルト回収損失引当金繰入額	29,631		18,907	
投資損失引当金繰入額	1,063		294	
その他	502	34,475	51	20,493
税引前当期純損失		25,479		8,882
法人税、住民税及び事業税	19		18	
法人税等調整額	△10,075	△10,056	△3,784	△3,765
当期純損失		15,423		5,116

出所：石原産業「第83回定時株主総会招集ご通知」・「第84回定時株主総会招集ご通知」

「資料 石原産業6」 2006年3月期・2007年3月期の損益計算書

VI 本事件の総括

2005年は、環境分野において、企業不祥事が多発したという意味で、特筆すべき年になるかもしれない。JFE スチール東日本製鉄所による違法排水・水質データ改ざん、三菱地所と三菱マテリアルが売り出したマンションの土壤汚染を隠して販売した事件、三井物産によるディーゼル排気微粒子除去装置データの捏造である。これらの企業は、CSR の分野や環境対策の分野への取り組みを積極的に PR していた企業である。

JFE グループでは、環境経営の管理体制（環境マネジメント・システム）が構築され、三菱地所も「環境経営委員会」を設置し、「地球環境への配慮」を基本理念においている。三井物産においては、社内に「CSR 推進委員会」を設置し、環境問題への対応を「経営上の最重要課題の1つ」と位置づけていた。CSR を意識した企業経営を指向している企業が増えているなかで、なぜこのような「環境不正」が頻繁に起こるのであろうか。

環境マネジメント・システムであれ、環境リスク指向経営であれ、CSR であれ、これらの活動や取り組み（機能）がその目的を十分に発揮するためには、透明性のある強固なコーポレート・ガバナンスとそれに支えられた十分に機能する内部統制システムが不可欠である。今回の石原産業のフェロシルト不正処理事件も、同様である。

「情報の共有を通じて合意形成を図りつつ、ものごとを進める」という、日本式経営の常態を鑑みた場合に、今回の問題を一工場長の業務執行上の問題に還元するのは、やはり無理ではないかと思われるし、同社のコーポレート・ガバナンス——取締役会の機能状況（風通し）——に、やはり足らざるところがあった、と考えるべきではないだろうか。法人の責任、会社の執行の長である代表取締役の責任の問題、監督機関（取締役会）が十分に執行を監督していなかったことなど、コーポレート・ガバナンスの脆弱性は否定できない。その意味で、判決を受け入れて直ちに社内改革に着

手した取締役会の姿勢は評価されてよいと思われるし、そのような姿勢がともすれば「内向きになりがち」な企業の風土を良い方向に変えていくものではないかと考える。

ただ、1つ懸念を感じるのは、コンプライアンス委員長の内実である。代表取締役（専務取締役）が総括責任者として就任することは、同社のこの問題に対する姿勢を物語るものであるが、同時に内部監査部長であること、また同時に業務執行を兼務しているという構図は、いろいろな事情があったにせよ、一極集中と職能上の矛盾を抱えているような気がしてならない。企業改革はコーポレート・ガバナンスを頂点とした企業風土と真剣に向き合うものでなければならない。